

鳥取県内の下水道使用料

(令和3年12月7日現在)

市町村	m3 →	7	8	10	15	20	25	30	50	80	100	200	250	500	1,000	施行年月日	備 考	一般家庭の 基本使用料(税込) 10m3/月	一般家庭の 使用料(税込) 30m3/月		
鳥取市	(基本料金) 956 27	円			112		166	183	208	221	231	255	291			H28.7.1	特別汚水：122円/m3	16	1,535 円	11	4,593 円
米子市	(基本料金) 1,270	円			154		198		258	278	297	308	313			R3.10.1	公衆浴場：88円/m3 温泉水：88円/m3	12	1,735 円	5	5,607 円
倉吉市	(基本料金) 1,300	円			191		202		219	240	250	259				R1.10.1	浴場汚水：59円/m3 温泉水：125円/m3	17	1,430 円	4	5,753 円
境港市	(基本料金) 1,430	円			187.00		211.20		271.70	319.00	332.20	344.30				H26.1.1	温泉汚水：187円/m3 消費税含む	17	1,430 円	3	5,953 円
岩美町	(基本料金) 164	1,000 円					183		196		135					H12.4.1	基本料金には 使用量を含まない	4	2,904 円	1	6,721 円
若桜町	一般家庭：2,000円/戸+500円/人 事務所等：2,000円/戸(10m3以降+120円/m3)															H9.12.26		5	2,750 円	12	4,400 円
智頭町	一般家庭：2,750円/戸+550円/人 事務所等：2,750円/戸(132円/m3)															H11.12.17	消費税含む	1	3,300 円	8	4,950 円
八頭町	(基本料金：事務所等) 2,129円				111				120	129		157				R2.4.1	一般家庭：2,129円/戸+407円/人 消費税含む	11	2,536 円	18	3,757 円
三朝町	(基本料金) 1,550	円				165						170				H19.4.1	特別汚水：75円/m3	13	1,705 円	7	5,335 円
湯梨浜町	(基本料金) 1,675	円							187							R3.4.1	消費税含む	15	1,675 円	6	5,415 円
琴浦町	一般家庭：2,200円/戸+550円/人															R1.10.1	消費税含む	5	2,750 円	12	4,400 円
北栄町	(基本料金) 1,527	円							221							H30.1.1		14	1,679 円	2	6,541 円
日吉津村	一般家庭：1,700円/戸+650円/人 事業所等：基本料金1,300円/戸(5m3まで)、5~10m3は220円/m3、10~30m3は230円/m3、30m3~は260円/m3															H27.4.1	R1は7%→6%へ減額率を引下げ 温泉水：200円/m3	10	2,585 円	9	4,730 円
大山町	一般家庭：2,095円/戸+524円/人 事務所等：2,095円/戸(11m3以降+144円/m3)															R1.10.01	消費税含む	9	2,619 円	17	4,191 円
南部町	一般家庭：2,000円/戸+500円/人 事業所等：171円/m3															H21.4.1		5	2,750 円	12	4,400 円
伯耆町	一般家庭：2,640円/戸+440円/人 事務所等：2,640円/戸(15m3以降+176円/m3)															R2.4.1	消費税含む	3	3,080 円	12	4,400 円
日南町	※下水道事業未実施															-					-
日野町	一般家庭：2,570円/戸+428円/人 事務所等：3,000円/戸(10m3以降+104円/m3、31m3以降+123円/m3)															R1.10.1		2	3,297 円	10	4,710 円
江府町	一般家庭：1,980円/戸+460円/人 事務所等：1,980円/戸+220円/人															H31.4.1		8	2,684 円	16	4,202 円

(注1) 若桜町、智頭町、八頭町、琴浦町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日野町、江府町の一般家庭の下水道使用については、基本使用料(10m3)は、1人/戸で計算、30m3は、4人/戸で計算。

(注2) 智頭町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、大山町、伯耆町の使用料体系は消費税込みであり、それ以外は外税である。

県内平均	2,358.0 円	5,003.2 円
------	-----------	-----------

※特記なき場合は消費税抜き